

愛知医科大学病院医療安全監査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づき、愛知医科大学病院（以下「当院」という。）における医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- 二 必要に応じ、理事長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。

(組織)

第3条 委員会は、次により組織する。

- 一 医療機関において医療安全に関する業務に従事した経験を持つ者又は医療安全に係る研究に従事した経験を有する者 1名
 - 二 法律学に関する専門知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者 1名
 - 三 医療等の内容及び説明並びに同意文書が一般的に理解できる内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者（医療安全管理についての知識を有することが望ましい。） 1名
 - 四 愛知医科大学学長
 - 五 愛知医科大学医学部長
- 2 前項第1号から第3号までの委員の選出に当たっては、次の事項を満たさなければならない。
- 一 過去10年以内に当院と雇用関係にないこと。
 - 二 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等(委員会に係る費用を除く。)を当院から受領していないこと。
- 3 第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、理事長が委嘱する。

(委員名簿の公表等)

第4条 理事長は、委員を委嘱した場合は、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、ホームページで公表する。

(会議)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号から第3号までの委員の中から委員の互選により選出する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、年に2回以上開催しなければならない。

4 委員会の開催の際は、議事録を作成し、5年間以上保存しなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(監査結果の公表)

第7条 理事長は、当院の監査で確認された事項についてホームページで公表する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

1 この規程は、平成30年6月26日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。